

『東三河後見センター』会報 第24号

平成25年6月12日発行

電話 (0533) 80-2707

発行者：認定NPO法人東三河後見センター

FAX (0533) 80-2708

第7回通常総会、午後のシンポとも大成功で終了

5月11日(土)、豊川市文化会館大会議室において、午前第7回通常総会、午後シンポジウム「市民後見の展望」を開催しました。

総会は、実出席25人、委任状出席22人、合計出席数は正会員数65人の72%で、上程された5議案はすべて原案どおり可決承認されました。シンポジウムは東三河だけでなく西三河、名古屋市、県外などからも含め81人もの参加があり、市民後見に対する関心の強さと広がりを実感することができました。



(9名の理事と2名の監事の挨拶)

総会で決議した平成25年度方針のポイントは次の2つです

- (1) 市民後見人の活動を軌道に乗せ、市民後見人が地域になくてはならない存在であることを示す1年とします。
- (2) 平成25年度を終了したら、改めて認定NPOを申請します。そのために平成25年度中に賛助会費納入者または寄附者（いずれも3千円以上）を合計170人以上確保すること。

NPO法人東三河後見センターの最大の弱点は、経営基盤が弱いことです。45件もの成年後見人等を受任し、かつ市民後見人も法人内で活動を開始した以上、経営基盤を強化し、数十年にわたり存続させなければなりません。その手段の一つが認定NPOです。税制上の優遇措置を受けて、賛助会費や寄付金を集めやすい認定NPO法人を今後も維持継続することです。

会員の皆さん1人がもう1人、賛助会員か寄附者を増やしていただければ、それだけで170人は達成です。センター事務所にご連絡いただければ、「賛助会費・寄附のお願い」と「払込取扱票」をお送りいたします。ご支援・ご協力のほど、お願いいたします

市民後見人登場！

午後は13:30～14:30 当法人顧問の中村成人弁護士による基調講演「市民後見 ～3年目の展望」、14:40～16:00 シンポジウム「市民後見の展望を現場から探る」と題し、当法人理事の齋藤尚弁護士の司会、シンポジストは田原市、豊川市、東三河の3後見センターの実務者、ほか池田進、田中義人両市民後見人が登壇し、初めて多くの方の前で市民後見の活動を具体的に語りました。

中村弁護士は、近年の成年後見制度の利用や先進地の成年後見センターの状況を概観した上で、「後見実務能力のある機関でないと市民後見人の養成・支援は無理」と今後必要な機関の機能と能力を規定し、「NPOが実施支援、社協が後見監督人就任で」市民後見人を裁判所に売り込めないかと提言しました。

シンポジウム「市民後見を現場から探る」では、「実際に市民後見人として活動されている方の経緯や研修の様子が聞けて、十分に制度の活用ができるのではと感じた」「市民目線の意見を聞き、市民が参加する後見は、より福祉的だと思いました」「市民後見人として活動されている方のお話は、ご苦労が目に見えよう。具体的な支援がわかる良い機会になりました」「市民後見人の活躍が頼もしいです」等々、市民後見人お二人の話にふれた感想が一番多く寄せられました。まさに市民後見人登場！のシンポジウムでした。

(代表理事 長谷川卓也)

特集 「市民後見の展望」 5月11日のシンポジウム

総会後、同会場にて 81 名の参加者のもとシンポジウムを開催しました。テーマは「市民後見の展望」。第 1 部の基調講演では「市民後見 ～3 年目の展望」を演題に、当法人の顧問でもあります中村成人弁護士にご登壇いただきました。

第 2 部では、当法人の副代表理事の齋藤尚弁護士の司会により、豊川市社会福祉協議会、田原市社会福祉協議会、NPO 法人東三河後見センターからそれぞれ 1 名の実務担当者に加えて、NPO 法人東三河後見センターより家庭裁判所に提出している市民後見人名簿に登録されている方（※シンポジウムにおいては市民後見人と呼びます。）2 名が登壇し、「市民後見の展望を現場から探る」をテーマにそれぞれの立場から、現状報告し、意見、発表を行いました。

今回は特集としてその様子を詳しくご報告します。

第 1 部 基調講演 「市民後見 ～3 年目の展望」 講師 中村成人 氏

基調講演では、成年後見制度が施行され始めた背景や、その根拠となる法律について現状を踏まえてお話いただきました。法令から成年後見制度をみると、老人福祉法第 32 条及び、平成 23 年に創設された同法第 32 条の 2 の内容から、かつては司法が中心であったのが、行政もかかわる制度になっているという流れを示されました。また、法律に規定されている市町村長申立は行政の仕事であったが、初期の頃は 2 万件の申立中 1000 件程度しか市町村長申立がなかったこと。また、申し立ての条件として親族がいないことを想定していたが、平成 18 年頃より虐待の問題が顕在化し、親族がいても必要があれば市町村長申立により権利擁護を行う必要がでてきたこと。そして、平成 23 年には、厚生労働省が豊川市も含む 37 市町村によるモデル事業として市民後見推進事業を展開する中で市民後見が登場してきました。その後、全国の市町村において後見支援センター等が設立されつつある背景を知ることができました。さらに、こうした流れの中で、厚生労働省のスタンスとしては、市民後見人の育成・支援の主体は社会福祉協議会や NPO 法人でもよいが、ま



ず市町村であると捉えられていること。市民後見人の推薦についても、委員会を設置しその中で決めたことを、市町村が家庭裁判所に推薦すること。市民後見人が誕生した場合の支援体制については、市町村が中心になって専門職を集めて支援すること、市町村が難しい場合は、それらを都道府県が実施することを想定している等、厚生労働省の意向が紹介されました。

～市民後見人の現状～

次に、市民後見人の現状については、最高裁判所の統計資料（平成 23 年）をもとに概説いただきました。はじめに、市町村

長申立については全国で 31,400 件の申立中 3,600 件（12%）であり、およそ 8 人に一人が市町村長によって申し立てが行われており、市町村申立は広がりを見せているとのこと。成年後見人等と本人の関係を見てみると、市民後見人は 92 件（0.3%）にすぎず、まだまだ始まったばかりという

印象である。一方で、制度が始まった当初の成年後見人等の内訳は親族が圧倒的に多かったが、現在では親族が 56%、親族以外の第 3 者が 44%と拮抗している。その第 3 者後見人の内訳は、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が担っており、社会福祉協議会やその他法人（NPO 含む）の割合は少ないというのが現状である。統計上、市民後見人は 92 件であるが、法人が後見人で養成講座を修了した方が支援員活動しているのは、その他法人の 782 件の中でも 100 件から 200 件程度と予測できること。しかし、現在 300 万人程度の方が成年後見制度を必要としている実情を踏まえると、これからは、市民後見が主流にならないといけないとの見解を示しました。

また、市民後見人の数が少ない理由は、選任状況のパターンとして、「後見監督人なしで市民後見人を選任するケース」、「後見監督人があり、その監督のもと市民後見人が選任されるケース」、「市民後見人の選任が認められず、法人後見の支援者として市民後見人活動をするケース」の 3 つを紹介し、法人後見の支援者にとどまっているケースが多いとの指摘がありました。この法人後見の支援者という状況を生み出している理由としては、一つには家庭裁判所の考えとして、市民後見はまだ始まったばかりで、一致した全国共通の基準がなく、東京、大阪、名古屋等 8 つある高等裁判所のそれぞれの管内で取決めされている様子であること。そして、今見られる傾向としては、地方ほど市民後見人に対して懐疑的であることが伺える。市の関わり、社会福祉協議会の役割、NPO 法人等の成年後見制度に対する活動が充実し、家庭裁判所との信頼関係を築くことで、市民後見人が認められる可能性があるのではないかとこの言及がありました。

～先進地の選任状況について～

次に、先進地の選任形態について、大阪市成年後見支援センター、世田谷区成年後見支援センター、品川成年後見センター、NPO 法人知多地域成年後見センター、北九州市権利擁護・市民後見センター（らいと）の事例等を取り上げ、大きく 3 つに整理してそれぞれの経緯や状況を述べました。

大阪市成年後見支援センターは、後見監督人を就けることなく、市が養成した市民後見人を選任していること。市町村長申立に限らない点や、受任調整会議や市民後見人のバックアップ体制等の専門家の活用が充実していること。家庭裁判所との関係も良好であり信頼関係もある様子であること。大きな特徴としては、市民後見人が無報酬で活動している点をあげました。

世田谷区成年後見支援センター、品川成年後見センターは、それぞれ、「区が設置し区社協に委託」、「区社協内に設置」という相違、養成研修を「区が実施」、「区は実施していない」等の相違があるが、実施機関が後見監督人に就任していることが市民後見人の条件となっていることが共通にあること。社協が培ってきたノウハウを蓄積しており、通常は市民後見人が管理すべき通帳を市民後見人から依頼があれば、通常の預かりも実施しているとのことでした。

NPO 法人知多地域成年後見センター、北九州市権利擁護・市民後見センター（らいと）は、法人後見の支援員として活動しているもので、市民後見養成研修の修了者はサポーター（支援員）として活動をし、パート職員の形態であり、無報酬の大阪とは違う。また、北九州市権利擁護・市民後見センター（らいと）は、家庭裁判所と折衝した様子であるが、了解を得るに至らず市民後見としての選任はなく、法人後見として受任し、その支援員として活動しているとのことでした。

～市民後見人の資格を考える～

これらの事例をとおして、都市部では市民後見人が選任され、地方では法人が受任してその支援員として活動している傾向があるとのことでした。

市民後見人の資格については、民法 842 条の規定から、資格の限定はないこと、さらに専門職後

見人と呼ばれている、弁護士、司法書士、社会福祉士等も、後見の専門職ではなく、それぞれ職業として勉強し、本業の傍らで後見実務を学び実践しているにすぎないことを指摘。市民後見人を考えると、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家の支援を必要とするほど困っている状況の方は少なく、むしろ市民として生活するうえでの財産管理や身上監護の困りごとのほうが多いのではないかと。そうすると、専門職よりも市民後見人のほうが、手厚く、きちんと身上監護ができるのではないかと、また、顔の見える後見活動により地域での助け合いを醸成するには市民のほうが優れている。市民後見人は安上がりな専門職の補助ではない。また、成年後見人等が専門職である必要はないのではないかとの見解を示しました。



しかしながら、成年後見人等は素人でもよいかということではなく、権利擁護を認識している高い倫理観と後見活動の実務能力が必要であること。したがって、倫理観や後見実務能力がない人は市民後見人には不向きといえます。

市民後見人が対処する困難事案としては、親族間のトラブルがある場合や、本人の判断能力が軽・中度にある場合、本人の判断をどのように考えるか難しいことが予測され、特に被保佐人や被補助人の市民後見人にはそうした困難さがあります。

家庭裁判所はまだ市民後見人に対して懐疑的であり、担保を求めています。その理由は、不祥事の対応が課題であることです。大阪の事例のように成年後見支援センターが市の機関であることから、市民後見人の単独後見ができているとするなら、行政や社協が後見監督人になる等の対応や後見制度支援信託の導入を図り懐疑的な部分のハードルを下げる地道な活動が求められます。

～市民後見の展望～

最後に演題のテーマにある、市民後見の展望について、まず、名古屋管内の状況は遅れていること、行政、社協が主導ではなく、NPO 法人が主導となっていること。このままでは、法人後見の支援者どまりになってしまい、市民後見人が普及していかない可能性があることを指摘されました。

厚生労働省が想定している市町村主体でいいのかという課題もあります。先駆的に NPO 法人などが実践している自治体もあることから、これらを活用して協力関係を形成したらどうか、また、NPO 法人が養成した市民後見人を社会福祉協議会が後見監督人となり、単独で後見人に選任してください、そのバックアップは NPO 法人がします。というように家庭裁判所に売り込む必要がある。それと合わせて、家庭裁判所自体も、同じ管内の情報は得やすいが、他の管内の情報は得られにくくので、そうしたこともお知らせしていく必要がある。名古屋管内の市町村長申立ては、他県より圧倒的に少ない。このことは行政の立ち遅れを表しているのではないかと NPO 主導で市民後見人を実現させるためには、NPO 法人が実務支援をして、社会福祉協議会が後見監督人で売り込むことが必要。豊川市は先進地であり、行政も社会副協議会も積極的に取り組んでいる。こうした取り組みを持ち出し、この地域全体で底上げをしていくことの必要性を強調しました。

第2部 シンポジウム「市民後見の展望を現場から探る」

基調講演終了後、会場のセッティングと小休憩を挟んで、第2部が始まりました。第2部は、基調講演を受けて、「市民後見の展望を現場から探る」と題し、齋藤尚弁護士の司会により、東三河地域において実際に成年後見活動を行っている豊川市、田原市社会福祉協議会、(成年後見支援センター)、NPO 法人東三河成年後見センターの担当者3名に、さらに家庭裁判所に提出されている市民後見人登録名簿に登録され、法人後見の実務担当者として活動している2名のパネラーに登壇していただきシンポジウムを開催しました。

初めに、各パネラーが自己紹介し、取り組みの内容を報告しました。



(左奥より齋藤尚弁護士、西山登氏、岩瀬貴仁氏、長谷川卓也氏、池田進氏、田中義人氏)

西山 登 氏 豊川市社会福祉協議会（豊川市成年後見支援センター）

基調講演を聴いて身に染みる思いがしたこと、頑張っってやっていかなくてはという感想の後、配布資料にしたがって豊川市成年後見センターの概要を発表しました。平成23年10月1日に豊川市から委託を受けて設置。職員は3名体制でセンターの適切な運営を図るため、委員12名からなる運営委員会が設置されている。直近の実績として、平成24年度には535件の相談件数があり、主な相談対象者としては認知症高齢者が6割を占め、法人後見を3件受任しているとの報告があった。

支援内容は、成年後見制度の利用に関する相談やNPO 法人東三河後見センターとの連携による第三者後見人候補者の調整、市長申立ての事務支援、親族後見人への支援、成年後見制度の普及啓発、法人後見の受任、日常生活自立支援事業など、平成24年度には5回、司法書士による成年後見制度専門相談会が実施されたとの報告がありました。センターが開設され、1年半の中で経験を重ねながら取り組まれています。

岩瀬 貴仁 氏 田原市社会福祉協議会（田原市成年後見支援センター）

田原市の人口規模、面積、高齢化率や産業の状況を提示したうえで、福祉的に対応する社会資源が弱い地域であること、田原市内に開業している弁護士はおらず、リーガルサポートの司法書士が1名のみであり、消費者被害などの受け皿がない。そうした背景から愛知県の助成を得て平成20年2月1日に田原市成年後見支援センターが設立された。職員は1.75名体制で専任は1名、セン

ター内の地域包括支援センターの兼務者で対応している。また、委員 10 名からなる運営委員会を設置している。直近の実績として、平成 24 年度は、一般（権利擁護）相談が実人数として 48 名、対応回数は 360 回。法人後見として 15 件受任しているとの報告がありました。また、最近の動向として、対象者が知的障がい者、精神障がい者の事案が多いこと、市長申立ても増えているとの報告がありました。

支援内容としては、権利擁護に関する相談対応、成年後見制度申立、日常生活自立支援事業利用に関する相談・助言、市長申立ての事務支援、成年後見センター運営委員会の開催、法人後見人、法人後見監督人の受任、成年後見制度や権利擁護に関する啓発等。社会福祉協議会の地域の支えあいというミッション、地域福祉の推進を通して地域の力を借りながら市民後見を考える必要があるのではと個人的見解を示されました。

長谷川卓也 氏 特定非営利活動法人東三河後見センター

平成 17 年 7 月に市民活動団体「後見制度を考える会」を発足し、勉強会等を通して平成 19 年 2 月に NPO 法人を設立した。当初の体制は退職した社会福祉士 2 名と現役 1 名であったが、現在は専門職 5 名（社会福祉士 4 名、精神保健福祉士 1 名）、市民後見人（※）8 名、財務担当職員 1 名の体制である。平成 21 年 7 月より認定 NPO 法人に認定されている。直近の実績としては、平成 22 年度 6 件、平成 23 年度 3 件、平成 24 年度 10 件受任し、設立以来の累計で 59 件の受任をしている。法人としての受任許容量はほとんど限界に達した平成 22 年度に、WAM の助成金を得て「市民後見人養成とサポートシステム構築」事業として、市民後見人養成研修を開始した。さらに、平成 23 年度には厚生労働省の市民後見推進事業を豊川市より受託を得て、市民後見人養成研修の実務研修を実施し、26 名の方が修了した。また、同事業により「市民後見人の手引き」を作成した。平成 24 年度には研修修了者の 26 名のうち 18 名が市民後見人名簿に登録、さらに登録者の中で 8 名の方が法人後見の事務担当者としてすでに活動しているとの報告をした。

池田 進 氏 NPO 法人東三河後見センター市民後見人名簿登録者

前職はサラリーマンであったが、平成 16 年より民生委員に委嘱され福祉との関係が始まった。成年後見制度はそのころに 2 件ほど関わった経験がある。1 件は一人暮らしの女性が認知症になり、地域包括支援センターからの依頼で様子をみた。その後、認知症が進み、社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO 法人東三河後見センター、私で施設入所にかかわった。もう 1 件は、1 人暮らし



しの女性で被害妄想や火災等があり、私が NPO 法人東三河後見センターに相談に行ったところ、「東三河後見センターで養成研修があるので、それを受講しそのうえで自分で担当されてはどうですか？」ということ聞いて参加したと経緯を紹介されました。活動としてはお亡くなりになられたケースで家族関係の調整の困難さを発表されました。現在はグループホーム、特別養護老人ホームを利用されている女性の方 3 名の事務担当者として活動しており、全員健康状態は安定している

との発表がありました。

田中 義人 氏 NPO 法人東三河後見センター市民後見人名簿登録者

成年後見制度に関心があり、平成21年に大阪市で実施された5日間の養成研修を受講、その後東三河後見センターの養成研修のことを知り受講した。福祉については素人であるが新鮮な気持ちで活動している。超高齢社会といわれるが、元気な高齢者はいっぱいいる。明日は我が身という気持ちで活動している。

現在の活動としては、3名の80代後半から90代の女性の方を担当している。いずれも認知症であったり、妄想などの症状がある方。関わりの中で、みんな寂しい思いをしていること、30分でも40分でもお話を聴くこと、認知症の方でも昔のことははっきりと覚えていること、居住用不動産の処分を検討する際には、本人の昔の意思を尊重したいと考えていることや、ある方は、ドイツへの渡航経験あるとの情報を得て、インターネットで資料を集めて持っていったら大変喜ばれたことなどを報告した。いずれもある面においては課題があるかもしれないが、ある面は非常にしっかりとしている。市民目線でこれからもケアしたいと発表を締めくくった。



斎藤 弁護士

社会福祉協議会の相談件数が大変多いように感じるが、対応するうえで社会福祉協議会の限界やNPO 法人との連携についてどのように感じられているか？

西山 氏

相談について重視し、大切にしていることは、成年後見は後見人がすべてするわけではなくて、周りの福祉関係者、様々な専門職等の関わりがあること、また、地域で生活している方は、住民や民生委員と成年後見人がうまくつながることが大切と考えている。個人情報管理の課題があるが、そうした周りの人と被後見人の方との情報共有の体制の構築が良い関係作りにつながると感じる。NPO 法人との連携については、現在、親族が後見人になれない方が増えている。そうした場合、第三者の後見人が必要となるが、それぞれの状況に応じた対応の相談口としてNPO 法人と連携が取れていると思う。

岩瀬 氏

田原市の面積が広いのは、もともと3町が2段階に分けて合併され誕生していること。よって自助的な機能は旧町の中にあり、社会福祉協議会も旧町に地域包括支援センターとしての相談窓口を開設している。権利擁護相談は各々の職員が対応できるが、成年後見制度となると法律や相続など複雑な部分もあるため職員では限界があると感じる。今後は職員に成年後見制度などの知識を普及させることで対応できるようにしたいと考えている。

齋藤 弁護士

NPO と社会福祉協議会の役割分担、コラボレーション、民間と行政との関係はどのようにあったらよいと思うか？

西山 氏

豊川市成年後見支援センターを立ち上げる際、社会福祉協議会が委託を受けて設置する機関とはどのようなものであるのかを NPO 法人と意見交換をした。役割分担として、親族のいない方、身寄りのない低所得の方等を対象としたセーフティーネットの機能がセンターの役割と考えている。今後も、NPO 法人ができること、社会福祉協議会でできることなどについて意見交換をしながら進めることを大切にしたい。

岩瀬 氏

田原には、成年後見制度、権利擁護の NPO 法人はない。そのためセーフティーネットとしての機能が社会福祉協議会に求められる。社会福祉協議会は民間組織であるが、公益性の高い法人であるため、NPO 法人と比べると動きが慎重になる面もある。NPO 法人東三河は 5 年で 45 件受任し、東三河地域をリードしているのではないかと。そうした権利擁護の団体と連携し活動する中で、社会福祉協議会としてできる部分を実践しながら、今後は市民後見の気運を高める必要があると思う。

齋藤 弁護士

市民後見人を東三河で盛り上げるためにはどのような関わり合いが必要だと思うか？

長谷川 氏

東三河地域には、田原市、豊川市に成年後見支援センターがあり、この後、豊橋市、新城市、蒲郡市にセンターが開設される予定である。年内には、東三河のすべての市に成年後見の実施機関ができあがる。NPO 法人東三河後見センターと名乗っているが、豊橋市とのかかわりは少ないのが現状である。

豊川市の状況を考えると、当法人は来るものは拒まないということでやってきたが、社会福祉協議会の場合、公益性や、コスト、人員等の面からすべてを受け入れるのは困難であると予測できる。そうすると、どうしても受任の件数が制約され、経験を積み重ねるには時間を要することになる。そこで、それぞれの地域に支援センターができたなら、社会福祉協議会だけではなく、NPO 法人も含めて事例交流し、経験を共有化できる場があると良いと感じている。また、市民後見人の養成研修なども、例えば豊橋市のような人口規模の大きい市は市で開催が可能であると思うが、そうでない地域も存在する。そうした時に、東三河をトータルで考えて、ある市で開催される研修に他の市の市民も受講できるような共通の基準があると良いと思う。また、そうした仕組みをつくる必要があるのではないかと。だれもが成年後見制度を使うことができ、市民後見人が東三河のどこにでもいるという環境づくりが必要だと思う。

齋藤 弁護士

実際に後見人として活動して、実務の担当をしてあらためて思ったこと、感想は？養成研修の内容を振りかえって思うことは？

池田 氏

研修と実際……。研修が違っていただけではないが、後見を担当してみると、研修の受講内容が基本にあるが、事例ごとにそれぞれ異なるので、その時々に合わせて対応が必要と感じている。専門職の後見人の横領、不正の事件があるが、担当する前に金銭関係で不正は絶対しないと心に決めて取り組んでいる。活動中に感じたことは、「葬式は出さない」「家族関係がぐちゃぐちゃ」といった、自分自身が体験し得ない事柄を、本人の立場で体験できることはよい経験になった。また、わからないことや判断に迷う時は東三河後見センターへ行き、相談することで対処できる。後見を担当する前は、被後見人を取り巻く親族がどうして面倒を見ることができないのかという考えがあったが、関係者の話から現状のいきさつを知ると、その現状だけをみて判断できることではないことがわかった。活動中困ったことは、経済状況が逼迫している方の担当や保証人には後見人はなれないので、費用の算段に苦労した。この活動を継続するためには、自分自身に誇れる活動であるときっちり自分の中に整理して想い続けることが必要だと思う。

田中 氏

養成研修の後見等の事例紹介やグループワークは非常に役に立った。また福祉の経験がない者にとっては、グループホームへの現場実習や、金融機関における OJT は現場を垣間見ることができ大変参考になった。大概のことは様々な手段を駆使して調べることができるが、法人後見のありがたいところは、わからない時にいつでも支援を受けることができることだと思う。活動していて、反省点がある。大阪市の場合、市民後見人は自分の出身地域で活動され、月に2～4回程度訪問されている。それが地域活性化にもつながっていると聞いた。それに比べると、訪問する、接触する頻度が低いと思っている。市民の目線で、普通の会話やお付き合いがもっと必要だと思う。

齋藤 弁護士

市民後見人のケース会議や指導をする立場からの感想を



長谷川 氏

3ヶ月に1度は点検指導をすることを考えている。また、担当者の方が日常的に事務所に来ていただけるようにしていきたい。担当者の方々の活動を見てみると、専門職の後見人より、訪問の回数が多い。孤独にさいなまれて、話し相手がいなくて被後見人であれば、足しげく通い、話ができるといいと思うし、その点は市民後見人が優れていると思う。専門職は効率を重視しすぎてしまう傾向が強い。

齋藤 弁護士

もう少し、お話しただけの方、田中さんいかがですか？

田中 氏

市民後見人の活動は、基本的にはボランティア。自分自身も楽しいし充実した気持ちになれる。元気な高齢者がボランティアでやっていけるといいと思う

フロアーからの質問

豊川市成年後見センターの対象者に**精神障がい者**の方がいらっしゃるが、どのように対応し、どのような状況なのか教えてほしい。また、田原市成年後見支援センターの**未成年後見**について教えてほしい。

西山 氏

精神障がい者となっているが、元々、精神疾患があったわけではない。50代の方で脳梗塞が原因であり。医師の診断名の記載に精神疾患とあり、資料に示している対象区分に含んでいるものです。現在は、介護施設で支援を受けています。



岩瀬 氏

軽度知的障がいの方であるが、母親も知的障がいがあり、祖母が本人を育てたが高齢となり児童相談所より社会福祉協議会の法人後見が可能であるか打診があった。そこで運営委員会に諮ったところ、児童相談所長が申立人となり、社会福祉協議会が受任することとなった。現在、企業に勤めながらグループホームで生活をしている。お金の使い方の助言が必要である。未成年後見の必要性について、携帯電話の契約の際に同意が必要になるが、未成年後見人がいないと契約できないこともあり、契約社会の中では、必要となっていくという印象をもっている。

フロアーからの質問

法人後見の受任について、連携があるという話でしたが社協として受任できない事例があるかどうか、あればどのような枠組みがあるのか教えてほしい。

西山 氏

豊川市の場合、社協の受任を想定した時に運営委員会の中での会議によって決定しています。今まで、社協の中で受任できなかったケースはありません。しいて言えば、親族の紛争があるものは社協ではなく専門職につなげたほうがよいものもあります。受任については運営委員会の中で諮られることになっています。

ミーティング

毎週火曜日、午前 9 時 15 分より東三河後見センター事務所において後見事務活動報告を実施しています。

美味しいコーヒーをいただきながら、日々の実践での情報の共有化と悩みや疑問について、参加者全員の経験と知識を活かしながら活動しています。

【主なミーティングの話題】

- * 支援を担当している方の様子
- * 借金返済の順位、自己破産について
- * 「市民後見人」について
- * 成年被後見人の選挙権について
- * 土地、田畑の相続について 等



事務局会議

毎週月曜日、午後 3 時より開催しています。具体的な内容としては、①受任者の調整、相談支援担当者の確認、調整 等 ②会報等の企画、担当者調整 ③その他東三河後見センターの活動について検討します。

成年後見学習会のお知らせ

開催日時：奇数月の第 3 水曜日 19:00～20:50

次回は 7 月 17 日（水）です。



今後の予定：9 月 18 日、11 月 20 日、1 月 15 日、3 月 19 日

場 所：ウィズ豊川（豊川市社会福祉協議会） 豊川市諏訪 3 丁目 242 番地

内 容：事例検討 フリーディスカッション

参加費用：無料（会員、非会員は問いません。どなたでも参加できます。）

※資料代が発生する場合には、事前にお知らせします。

参加ご希望の方は、資料等準備の都合上、事前に事務局へお知らせください。

○第 1 回学習会 5 月 15 日（水）19:30～20:50 豊川商工会議所

テーマ「被補助人の夢はどこまで可能か？」

本会報（第 21 号）でもご紹介した、メジャーリーグを観戦する夢の実現までのストーリーを事例に基づいてディスカッションをしました。14 名の方が参加されました。

今後の予定(6月～9月)

- ★毎週月曜日 15時00分より 事務局会議
★毎週火曜日 9時15分より ミーティング 事務所にて

7月17日(水) 19:00～20:50 成年後見学習会

会場：ウィズ豊川(豊川市社会福祉協議会)

8月3日(土) 愛知県社会福祉士会三河支部との勉強会

会場：ウィズ豊川(豊川市社会福祉協議会)

※1か月前に詳細を連絡する予定です。

9月18日(水) 19:00～20:50 成年後見学習会

会場：ウィズ豊川(豊川市社会福祉協議会)

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立しました！

成年後見人が付いた人に選挙権を認める改正公職選挙法は5月27日、第183回参院本会議で全会一致で可決、成立しました。

法律提出理由には、「成年後見人の選挙権を回復するとともに、合わせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずる必要」が示されています。これにより、夏の参院選では、成年後見人が付いている全国の約13万6400人(昨年末時)の選挙権が回復される公算となります。

こうした流れは、成年後見制度を実施している世界的な流れと一致しています。選挙権の付与に関して、イギリスにおいては選挙権が与えられていなかった「知的障害者及び心神喪失者(idiots and lunatics)」に対して、2006年選挙管理法第73条(1)条により、一般法(common law)における精神疾患を理由とする欠格要件は選挙権を含めてすべて廃止されています。フランスにおいても、選挙法典により、選挙権の欠格要件として「成年被後見人(Les majeurs en tutelle)」が挙げられていましたが、2005年の法改正により成年被後見人が一律に選挙権を有さない旨の規定が改正されています。その他、カナダ、オーストリア、スウェーデン王国等、精神疾患等により能力が低下している者の選挙権の制限を見直す動向が見受けられます。

賛助会費 又は 寄付金のお願い

(5月31日現在)

賛助会員：23人

寄付者(3,000円以上)
10人

あと167人です。

ご協力をお願いいたします。

編集後記

第24号では、第7回通常総会とシンポジウムを中心に会報にまとめました。シンポジウムのアンケート等からも「市民後見」に対する関心の大きさが伺えました。「市民後見人」自体、まだ明確な定義づけがなされておりません。むしろ、実践の中で意味づけや定義づけがなされるのかもしれませんが。行政機関やNPO法人が協働しつつ、その地域の市民が様々な関係の中でもっている役割の一つに「市民後見」という役割が芽生えはじめていくように感じました。(編集：工藤明人)